

亘理町と仙台大学との連携協力に関する協定書

亘理町（以下「町」という。）と仙台大学（以下「大学」という。）とは、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町と大学が連携のもとに相互に連携協力し、学校教育・学術の振興および地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（事業）

第2条 町と大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

1. 亘理町民の健康づくりに関すること
2. 大学および町が行う教育研究、調査研究に関すること
3. 幼児・児童・生徒の健康増進および学校生活への適応支援に関すること
4. 教員養成や現職教職員の研修に関すること
5. 学生の教育実習およびボランティアに関すること
6. 生涯学習および生涯スポーツ事業への協力に関すること
7. その他、協定の目的に照らして双方が必要と認める事業

（実施の方法）

第3条 町と大学は、前条各号に掲げる事項について事業を実施する場合、原則として個別事業ごとに町と大学双方の担当する部署が協議し、それぞれ協議内容を成文化して行うものとする。

（経費）

第4条 町と大学の連携協用に要する経費の負担については、個別事業ごとに双方協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、町または大学のいずれからも改定等による申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）

第6条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、町と大学が協議して解決するものとする。

この協定書は、2通作成し、町と大学が双方で各1通を保管する。

令和3年4月26日

亘理町長

仙台大学学長

山田周伸



高橋 久

